

平成 23 年第 2 回市議会定例会において不採択となった請願

番 号	請 願 第 3 号	受理年月日	平 23. 6. 13
件 名	鹿児島市議会議員の議員定数を 45 人に減員することについて		
結 果	平成 23. 6. 29 第 2 回定例会で不採択		
付託委員会	議会運営委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、鹿児島市議会の改革で市民の政治への信頼を確保し、将来への安心を得られる財政運営を行うなど、行政改革を積極的に行うためにも、まずは、率先垂範して鹿児島市議会の議員数を 1 割減の 45 人に減員することについて要請されたものである。</p> <p>委員会においては、請願紹介議員から趣旨説明を受け、質疑を行った後、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「社会経済情勢の低迷や行財政改革の関連等から総合的に考え、本市議会としても自ら一定の努力をする必要があると判断し、現在の議員定数を削減すべきと表明した経緯があり、現時点でもその姿勢は変わらないが、定数問題については、これまで議会運営委員会で取り上げて、一定の審査をしてきたものの、前回の審査から時間が経過しており、この間、全国でも定数削減が進んでいる状況もある。よって、本請願が提出されたことを契機に、再度、他都市の動向等を調査、確認する中で、議論を深める必要性を感じることから、本件については継続審査としたい。」という意見や、「議員定数を 45 人にする科学的根拠はないが、50 人でよいという根拠もない。現在が 50 人であるから、増やしもせず、減らしもせずという考えが当然あるだろうと思うが、社会の趨勢を踏まえる中、情報伝達手段、さまざまな媒体を使った方法もあり、あるいは交通網も発達しつつあるという状況の中で、市民の願意は 45 人でも十分であるだろう。また、議会の審議については、50 人が 40 人になると基本的には影響がなからうと思うのが、多くの皆さんの考えではないかと思うが、本請願の願意をくみ、45 人とすることで、本件については採択としたい。」という意見、「地方自治法に定められた法定上限数の範囲内において、その自治体が地域性などを考慮し独自に決定すべきであると考えている。その際、一定の参考となるのは、同規模の中核市であり、議員 1 人当たりの人口は中核市 40 市の中で 2 番目、有権者数は 3 番目に多く、平成 24 年 4 月に政令指定都市に移行予定の熊本市を除くと、実質的にはそれぞれ 1 番目と 2 番目になる。また、16 年 11 月の合併により、本市の面積は 547.06 km²と、合併前と比較して約 2 倍になっており、当時の 1 市 5 町の議員の現員数 128 人は、合併後の 16 年 11 月から 20 年 4 月までが 55 人、その後は現在の 50 人となっている。さらに、22 年度における一般会計当初予算に対する議会費の割合をみても、その割合は一般会計構成比 0.5%以下と中核市 40 市中 9 位と低い位置となっており、二元代表制の一翼を担い、市長以下公営企業もあわせると 5,000 人以上の職員がいる本市の議会の経費としては決して高いものではないと考える。議員定数については、20 年 11 月に議長から提起がなされ、議会運営委員会で協議を行い、22 年 12 月に「現行どおり」という意見と「削減すべき」という意見が出され、意見を一致させることは困難であるという取りまとめをし、本市議会における一定の論議の結果と</p>			

して、23年2月1日発行の市議会だよりで市民の皆さんに情報発信したところである。議長からの議員定数に関する論議の必要性の提起は、次期改選期が24年4月ということにも配慮された上での提起であり、その論議結果が、次期一般選挙に向けた本市議会の結論だと思っている。以上のようなことから、現行どおり50人という考え方は、これまでの論議結果同様、現在も変わっていないことから、本件については、不採択としたい。」という意見、「地方自治法第2条第14項において、最少の経費で最大の効果という考え方、いわゆる能率性の概念があるが、効果の分析において、客観的な基準や定量的に測定することが不可能な状況の中で、1割の5人を減らせという主張は、合理的な根拠や客観性に乏しいと考える。これまでも合併後の定数特例から議員数を50人に戻し、実質的に定数削減を行ってきたことも一方では考慮しなければならず、同時に、定数削減が地域の自己決定の拡充になるのかということも考慮しなければならない。これまでの現行条例定数が50人であったことは妥当であると考えており、本件については不採択としたい。」という意見、「議員定数については、議会運営委員会において協議がなされ、22年12月24日に結論が出ている。それ以降について、請願の要旨及び請願紹介議員の趣旨説明等をお聞きしても新たな要素もなく、これまでの議会運営委員会における議論で一定の整理がされていると理解している。したがって、これまでの経緯を踏まえると、22年12月に、我が会派としては、基本的には議員定数を削減すべきでないとして申し上げており、状況に変化はないので、本件については、不採択としたい。」という意見、「議員定数については、これまで議会運営委員会で協議を行い、一定の方向を見出している。我が会派としては、結論として50人が妥当だという方向を出しており、本請願についてもできるだけ早く一定の方向性を出さないといけないと考えることから、本件については不採択としたい。」という意見、「本市議会はこれまで法定上限数56人となっていたものを条例で50人の定数とし、すでに6人削減してきていること。また、合併に当たっても旧5町と旧鹿児島市をあわせて条例定数132人の議員数であったものを合併の在任特例の対応も取らずに、各町から1人ずつ選出するとして55人にしたものの、合併後の一般選挙では再び定数を5人減らして50人の定数で選挙を行ったという経過がある。議員定数の削減は、議会の重大な役割である行政チェック機能を弱体化させることにつながると考えており、現行どおり50人でよいと考える。今、議会に求められているのは、議員定数の減ということよりも議員の活動の真摯さこそであり、私どもはそのことを絶えず考え、絶えず努力しており、またこれからもそういった態度で臨む所存である。以上のことから、本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決された。そこで、委員会としては、改めて意見の開陳を願った結果、「議員定数を削減すべきとの姿勢は変わらないが、具体的に45人に削減することについては、さらに議会全体で議論を深めるべきとの立場から、本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。